



第100号 令和3年11月30日 発行

弁護士法人 けやき法律事務所

〒963-8876 福島県郡山市麓山1丁目2番13号 TEL.024-933-0823 FAX.024-934-2644 (<http://www.keyaki-law.gr.jp/>)

発行責任者／弁護士 武村 陽

ー暮らしに憲法を生かそうー

③1992年4月発行号から表題が「はやま」に変わる。



②1989年1月発行号から表題が「安藤法律事務所だより」に変わる。



①1978年2月、記念すべき第1号発刊。表題「みんなで考えよう!!」



⑥2021年4月発行 第99号



⑤2007年1月発行号から毎号カラー印刷になり、今のニューススタイルになる。



④2003年4月発行号から表題が「欅」に変わる。



祝
一
〇
〇
号

※事務所ニュースの一部

事務所の広報誌の役割についてはいろいろと考えられます。が、私たちがどのような思いで広報誌を発行し続けてきたのか、事務所内で振り返ってみました。

社会正義の実現と基本的人権の擁護を使命とする弁護士や法律事務所のあり方を踏まえて、広報誌を皆さん方に読みやすいものにしていく工夫を今後も追求してまいりたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

けやき雑感

事務所ニュースは今号で100号を迎えることになりました。そこで、今回は100号を記念して、これまでの事務所ニュースの歩みを振り返る
弁護士による対談を実施しました。その模様をご報告いたします。

事務所ニュースの第1号は
1978年2月10日

【武村】事務所ニュースは今号で100号となります。100号を記念して、これまでの事務所ニュースを振り返つてみたいと思います。齊藤弁護士が入所した時にはすでに発行されていたのでしょうか。

【齊藤】私が入所する前から発行されていました。

【武村】裕規弁護士やヨイ子弁護士が第1号発行当時からかわっていらっしゃるので、お二人からお話を聞いてみたいと思います。第1号はいつ頃発行したのでしょうか。

【裕規 & ヨイ子】1978年2月10日発行が第1号でした。



安藤 裕規
(1970年弁護士登録)

【ヨイ子】発刊の基本的なスタンスは法的な知識を収穫していくれるようについているものだつたと思うに於いて、このようにものだつたね。

【裕規】送つてきました。先ほどもお話ししたように、法律は生活を守るためにあるものなんだから、もつと関心を持つて、自分たちが知つて利用できるものは利用しますようということをみんなに知らせようという思いがありました。

【武村】具体的な内容はどうなり得をするような情報を提供する守るためにあるものなんだから、もつと関心を持つて、自分たちが知つて利用できるものは利用しますようということをみんなに知らせようという思いがありました。



安藤 ヨイ子
(1970年弁護士登録)

【裕規】以前は、今のようにテレビ

の場面で起こり得るような法律問題に関する知識を提供するということで、A子の法律相談を担当していました。振り返つてみると、発刊した当時は私たちがメッセージを送るというよりは、寄稿だったり、事務所で行つた句会の作品を載せるなど気楽に手にして見てもらつたりして、みんなの力を借りて発刊、継続できたと思いまして。このほか、事務所外からも寄稿しました。今は事務所のスタッフも増えましたから、當時とは状況が違つてきました。事務局にも大いにかかわつていました。事務所ニュースを発刊した時代は労働組合などの学習会などにも出席していたので、そのときに話したことを短く分かりやすくして掲載していくこうということでやつていましたね。

1978年当時
法律事務所としての
広報誌は県内になかった

いります。民主主義は自分で判断する、判断する材料を自分が持たなければ正しい判断はできませんから、そのため正しい情報を提供することが法律事務所の使命だと思つていました。タイトルにも「みんなで考えよう!!」民主主義を守り、育てるために」とあります。

【裕規】第1号を出すにあたつて、事務所ニュース発刊に寄せて安田純治弁護士に寄稿してもらいました。(注2) **【ヨイ子】**私は、産まれてもいないので（笑）**【武村】**私は、産まれてもいなくて、迎えてということで第1号を出したところもあります。

【裕規】この時に、事務所の当時在籍していた事務局が原稿を寄せていました。



みんなで
考えよう!!

安藤事務所
1978年2月1日発行 No.1
郡山市鏡山 9番20号
TEL 024-423-5025
安藤裕規

くれました。
当時の題名は「みんなで考えよう!!」というものでした。今から考えれば面白い名前だと思われるかもしれませんけれど、法律の問題はみんな敬遠しますよね。法律は悪いことをしたときであつたり、世の中でいろいろ起つたときに考えるのではなく、普段から生活をよりよくするために法律があるのだということを考えてほしい、もつと身近に考えてもらえるようにしたかったのです。

そのうえで、もつと身近に考えられる弱者の権利などは貪欲に探されたり、消費者や労働者といつた弱者の権利などは貪欲に探されないと見つからなかつた。法律が縁遠い時代でした。

991年ころまでは「安藤法律事務所」から「はやま」に変わりました。2003年からは事務所名が「けやき法律事務所」になつたこともあります。

1978年当時は、法律事務所としてこのような広報関係の広報誌を発信するような事務所は県内にならなかつたんじゃないかな。そういう意味では先進的な取り組みがなされたといえると思います。今では各地の法律事務所や県内でも広報誌を出しているところもあるかもしれませんけれど、広報誌をこなしてこのような広報関係の広報誌を提供するという活動では広報誌だけではなく公民館における講座を実施して事務所として同じ使命を果たそうと取り組んでいます。スタッフが増えたことによつて広報活動に広がりが出てきているのはいいと思います。

発刊の基本的なスタンスは
法的な知識を収穫して
いるけるように

【武村】なるほど。ところで、事務所ニュースは依頼者などにお送りしておりますが、最初からそのような形だつたのですか。

【裕規】送つてきましたね。

【武村】なるほど。ところで、事務所ニュースは依頼者などにお送りしておりますが、最初からそのような形だつたのですか。

み手側がどういう気持ちで読んでくれるかということを前提に編集してくれるのかなと思いますね。

【武村】依頼者だけではなく、関係者の方々にもお送りしていたのでしょうか。

【裕規】送つてきましたね。

【武村】なるほど。ところで、事務所ニュースは依頼者などにお送りしておりますが、最初からそのような形だつたのですか。

み手側がどういう気持ちで読んでくれるかということを前提に編集してくれるかだと思います。事務所は市民に情報提供するという活動では広報誌だけでなく公民館における講座を実施して事務所として同じ使命を果たそうと取り組んでいます。スタッフが増えたことによつて広報活動に広がりが出てきているのはいいと思います。

この状況はだいぶ変わつてきていています。弁護士も増え、情報発信の方法も増えました。一個人がSNS等を通じて大勢に向けて情報発信ができるようになってきていて、事務所ニュースの役割も変化せざるを得ないのかなと思います。民主主義を支えるために、正しい判断をしてもらうために、公民館での学習会、ホームページもうですし、様々な媒体による発信が必要になつていますね。

の状況はだいぶ変わつてきていています。弁護士も増え、情報発信の方法も増えました。一個人がSNS等を通じて大勢に向けて情報発信ができるようになってきていて、事務所ニュースの役割も変化せざるを得ないのかなと思います。民主主義を支えるために、正しい判断をしてもらうために、公民館での学習会、ホームページもう少し、様々な媒体による発信が必要になつていますね。

[長谷川] 私は入所して5年になりますが、記事も書かせてもらっています。新しい法律や、憲法、相続法の改正の解説記事なども書かせてもらいました。今はインターネットの普及もあり、市民の側の情報収集が容易になっているなかで、これからも事務所ニュースを出していくためには、みんなに考えてもらう機会を提供することが必要なかなと感じました。以前の事務所ニュースでは事務所の取り組みとして、句会の紹介もありましたが、堅い記事だけではなく、受け取った人が明るくなるような事務所の取り組みを載せて事務所を知つてもう一度媒体として作つていただと感じます。

[武村] 今はいろいろな媒体が増えていますが、どれも一長一短だと思います。活字の文化は知らないのかということではないと思いません。インターネットのニュースは自分の興味のあるものには接しやすいけれど、自分の興味のないものは目に触れにくいようになつています。一方で、活字は受け取る側の興味はさておき、普段接しないような分野のニュースに触れる機会を提供できるという意味ではインターネットよりも優れている面もあると思います。事務所ニュースのような活字の重要性はむしろ増しています。

市民が暮らしていく上で、これは知つていた方がいいなと思うテーマを取り上げて提供するのは大事なことだと思います。そういう意味では事務所ニュースでは法律について説明するような編集はしていますが、かなり字は細かいし難しい字も少しあります。もう少し多くしないなどの工夫が要求されてくるかなと思います。

[齊藤] 事務所ニュースはインターネットのように不特定多数向けではないですね。受け取った側が事務所とのつながりを意識してもらえる。事務所とかわたりのある方、依頼したことがある方、運動で接点ができた方に対して定期的に送っていますね。そういう意味では受け取った側には事務所との特別の関係性を意識してもらえたことがあります。送る役割があると思っています。送る先が増えれば増えるほど、事務所との関係性を意識してくれる人が増えます。

事務所ニュースの重要性はこのように世の中だからこそ高まつていると思います。だからこそ、だれでも見れるニュースとは違いますよ、という内容にする必要があると思います。事務所ニュースの存在価値は、インターネット社会だからこそ高まつていると感じています。(我ながら)いいこと言うな(笑)

[武村] ……。これから、事務所ニュースも100号、101号と続いているわけですが、発刊に携わった裕規弁護士、ヨイ子弁護士としては今後の事務所ニュースに期待することはどのようなことですか。



武村陽
(2012年弁護士登録)

も反映させているつもりです。これからも事務所の存在を身近に感じてもらえるような紙面づくりをしていきたいと思います。

[裕規] 事務所ニュース発刊当時は、法的な問題は新聞などに出るものは出るけれど、身近な問題と取り上げられたかったように思います。事務所で一般的な法的な情報は、今年の4月に出したような内容も受け取る側と事務所側とのコラボレーションという意味で、いい企画だったのではないかと思いましたけどね。

[ヨイ子] 世の中の動きを踏まえて、ここは是非伝えたいというメッセージは伝えなくてはいけない。分かってもらいたいことを選んで定期的に送っていますね。送る役割があると思っています。送る先が増えれば増えるほど、事務所との関係性を意識してくれる人が増えます。事務所の中だからこそ高まつていると思います。だからこそ、だれでも見れるニュースとは違いますよ、という内容にする必要があると思います。事務所ニュースの存在価値は、インターネット社会だからこそ高まつていると感じています。(我ながら)いいこと言うな(笑)

[武村] 他の事務所のニュースは、所員のプライベートなブログのような内容の記事もありますね。事務所と繋がりのある方向けだからこそ書けることもあります。弁護士の違った一面を知つてもらおうという目的もあります。私が編集に携わるようになってからは、そういうこと

これからも市民にとってためになるニュースを発行していきたい



長谷川 啓
(2015年弁護士登録)

私は入所して5年になりますが、記事も書かせてもらっています。新しい法律や、憲法、相続法の改正の解説記事なども書かせてもらいました。今はインターネットの普及もあり、市民の側の情報収集が容易になっているなかで、これからも事務所ニュースを出していくためには、みんなに考えてもらう機会を提供することが必要なかなと感じました。以前の事務所ニュースでは事務所の取り組みとして、句会の紹介もありましたが、堅い記事だけではなく、受け取った人が明るくなるような事務所の取り組みを載せて事務所を知つてもう一度媒体として作つていただと感じます。

[武村] 今はいろいろな媒体が増えていますが、どれも一長一短だと思います。活字の文化は知らないのかということではないと思いません。インターネットのニュースは自分が暮らしていく上で、これは知つていた方がいいなと思うテーマを取り上げて提供するのは大事なことだと思います。そういう意味では事務所ニュースでは法律について説明するような編集はしていますが、かなり字は細かいし難しい字も少しあります。もう少し多くしないなどの工夫が要求されてくるかなと思います。

市民が暮らしていく上で、これは知つていた方がいいなと思うテーマを取り上げて提供するのは大事なことだと思います。そういう意味では事務所ニュースでは法律について説明するような編集はしていますが、かなり字は細かいし難しい字も少しあります。もう少し多くしないなどの工夫が要求されてくるかなと思います。



齊藤正俊
(1980年弁護士登録)

[齊藤] きちんと事務所としての基本はおさえておく必要があると思いますね。弁護士の役割は、社会正義の実現と基本的人権の擁護が大柱としてあるわけですが、それについてもふまえた上で、事務所の理念もありますね。事務所を信頼してもらえるよう日々仕事をしているのかという発信していくことが大事です。事務所を信頼してもらえるようなどんな人物がうちの事務所にいるのか、どんなことを考えながらいるのか、どんなことを考へながるの

るの、武村先生がおっしゃったように、武村先生がおつしやつたように、武村先生がおつしやつたよう限定されているわけだから、その



[長谷川] 法律事務所のニュースとして、法律に関する情報を提供する役割は重要なと感じています。もうひとつは、事務所と弁護士の顔が見えるニュースを作つていくことが重要だと思いました。困ったことがあつたら、安心してあそこの事務所だつたら任せられると思つてもらえるようなニュースを作りたいのですが、事務所はこういったことが大事だと思っていました。困ったことがあります。事務所はこういったことがあります。(我ながら)いいこと言うな(笑)

[武村] 今はいろんな事務所がニュースを出すようになつてきました。ホームページなどの媒体も増えているなかで、今回のように立ち止まって考える機会は大事だと思います。何も考えずに発行していると発行する意味を見失つてしまします。ニュース発刊から4年が経ち、100号という節目となつて、ニュースの役割、弁護士の役割についてお話ししてきたのはとてもよかったです。所員が入れ替わるなかで、40年以上続けてきたということは素晴らしいことだと思います。

[裕規] 発行した後、意見交換の機会を設けるなど見直しをしておくと次につながるところもあるかもしれませんね。良く続けてきたなと思いますね。続けていくことに意味がありますね。

[武村] そうですね。事務所全体で議論していくことが大事だと思います。

[長谷川] これまで続いてきたこと

注3) 今年の4月に出したような内容

2021年4月15日発行の事務所ニュース99号。「つれづれなるままで」と題して各弁護士の随筆を掲載した。

注1) 安田純治弁護士

安藤裕規(福島県弁護士会所属、現・さくら法律事務所)、安藤ヨイ子弁護士(旧安田大学合同法律事務所から独立して、安藤ヨイ子弁護士は郡山市に事務所を開設)。1977年7月に法律事務所開設5周年を迎えたことを機に1978年2月に事務所ニュース第1号が発刊された。



新型コロナウイルス 感染拡大の防止策について



平素よりご厚誼を賜り、また当事務所の諸所の活動に対してご理解を賜りまして、心より感謝申し上げます。

さて、猛威を振るう新型コロナウイルスによる感染拡大を防ぐため、当事務所は下記の対策を実施・徹底した上で、平常通り営業しております。

また、通常の面談による相談のほか、ZOOMあるいは電話を利用した相談も受け付けておりますので、どうぞご利用ください。ご相談は予約制となっておりますので、まずは当事務所までお電話(024-933-0823)、あるいはメールフォームにて予約の受付をして頂きますようお願い申し上げます。



1. 来所者に対し、ご来所頂く際には必ずマスクの着用をお願いしております。

また、ご来所頂いた方に手指のアルコール消毒及び検温を実施させて頂いております。

2. 定期的及び面会終了後に、玄関入り口及び事務所内の共用部分のアルコール消毒の実施やスリッパの拭き取り消毒を実施しております。

3. 定期的及び面会終了後に、事務所内及び面会ブースの換気をしております。

4. 面談時の、弁護士と来所者との間隔を広くとるために当事務所1階の面会ブースを広くしました。

5. 従業員について、出勤前に検温測定をし、発熱等の症状がみられる場合は自宅待機とするなど体調管理を徹底しております。またバッカヤードでのうがいや手洗い、手指の消毒を徹底しております。なお、従業員一同、マスクを着用して業務にあたらせて頂いております。

※発熱や風邪等の症状がある方の面会は、感染拡大防止の観点より控えさせて頂きたいと考えております。
皆さまのご理解とご協力をお願い致します。



LINEによる相談予約受付はじめました。



予約受付はQRコードまたは、URLからお申込みいただけます。 URL <https://lin.ee/jh1lipn>

日中に電話をかけることが難しい方や気軽に予約受付をしたい方など、お気軽にご利用ください。
なお、相談自体は面談あるいは電話等による方法となり、LINEによる相談は行っておりません。



弁護士法人 けやき法律事務所

初回相談料無料

弁護士 安藤 裕規	弁護士 安藤 ヨイ子	弁護士 齊藤 正俊
所長 弁護士 武村 陽	弁護士 長谷川 啓	

TEL.024-933-0823(代表)

■事務所ホームページ 随時更新中

URL <http://www.keyaki-law.gr.jp/>

けやき法律事務所

検索

ホームページから
相談予約の
申込みができます！

24時間受け付けておりますので、
詳しくはホームページをご覧ください。



お車での
お越しは

旧国道4号線から文化通りに入って、3つ目の
信号(文化センター西側)を右折